

長野県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

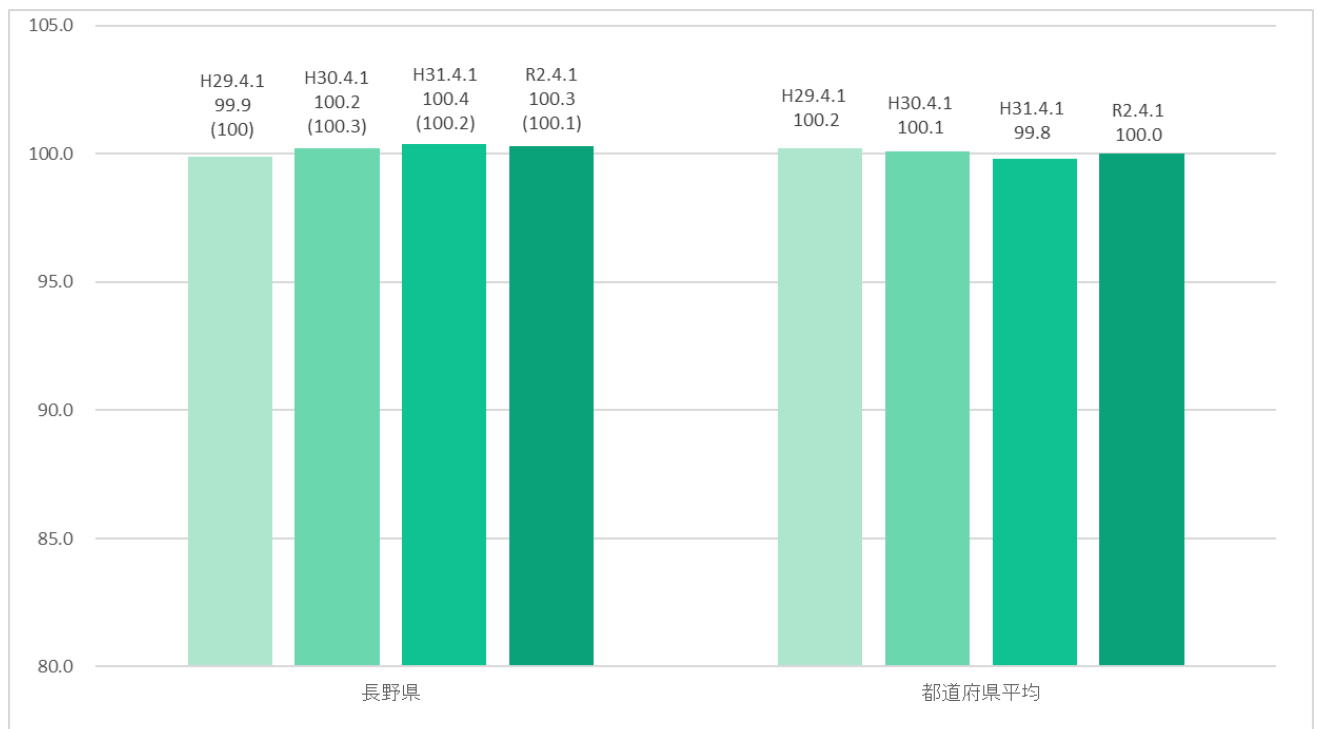
区 分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 30年度の 人件費率
元年度	人 2,087,307	千円 839,209,530	千円 5,482,575	千円 253,903,043	% 30.3	% 32.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) 都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 26,102	千円 116,569,695	千円 21,459,156	千円 46,368,828	千円 184,397,679	千円 7,065	千円 7,164

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなった。

引き続き、人事委員会勧告を基本に、給与水準の適正化に取り組んでいく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
2年度	円 378,635	円 378,561	74円 (0.02%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
2年度	月 4.38	月 4.45	月 0.07	月 4.40	月 4.40	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.2% 引下げ（若年層については、最大 1.2% 引上げ、高齢層については最大 3.3% 引下げ）しました。

なお、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

また、他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準による支給割合で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合に基づき、県内一律 1.7% を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。ただし、段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1.8%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 1.9% を支給、平成 28 年 4 月 1 日以降は 2% を支給。平成 31 年 1 月 1 日以降は、1.7% を支給。

（参考）

	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28、29 年度の支給割合	平成 30～令和 2 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	3% (注 1)	1%～4% (注 2)	2%～5% (注 3)	3%～6% (注 4)	3%～6% (注 4)
長野県の支給割合	1.5%	1.8%	1.9%	2.0%	1.7%

（注 1）長野市、松本市、諏訪市、塩尻市

（注 2）1%（伊那市）、3%（長野市、松本市、諏訪市）、4%（塩尻市）

（注 3）2%（伊那市）、3%（長野市、松本市、諏訪市）、5%（塩尻市）

（注 4）3%（長野市、松本市、諏訪市、伊那市）、6%（塩尻市）

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（2年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	45.3歳	335,200円	401,899円	369,153円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
都道府県平均	42.8歳	324,055円	413,722円	366,268円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長野県	59.0歳	8人	271,900円	286,650円	282,748円	民間の類似職種	—	—	—
うち庁務技師	59.0歳	8人	271,900円	286,650円	282,748円	うち用務員	55.9歳	207.9千円	1.38
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
都道府県平均	53.6歳	187人	318,887円	373,164円	350,729円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	4,641.5千円	用務員	2,862.4千円	1.62

（注）1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
（用務員は平成29～31年の3ヵ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	376,200円	418,185円
都道府県平均	44.8歳	372,601円	430,717円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.3歳	372,400円	413,264円
都道府県平均	42.4歳	356,917円	410,239円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野県	37.8歳	325,400円	431,458円	358,857円
国	41.4歳	319,832円	—	378,311円
都道府県平均	38.4歳	323,548円	456,572円	371,763円

(注) 1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

区 分		長野県	国
一般行政職	大学卒	192,600円	182,200円
	高校卒	158,100円	150,600円
技能労務職	高校卒	153,500円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	215,200円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	215,200円	—
	高校卒	—	—
警察職	大学卒	224,200円	211,400円
	高校卒	187,500円	173,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（2年4月1日現在）

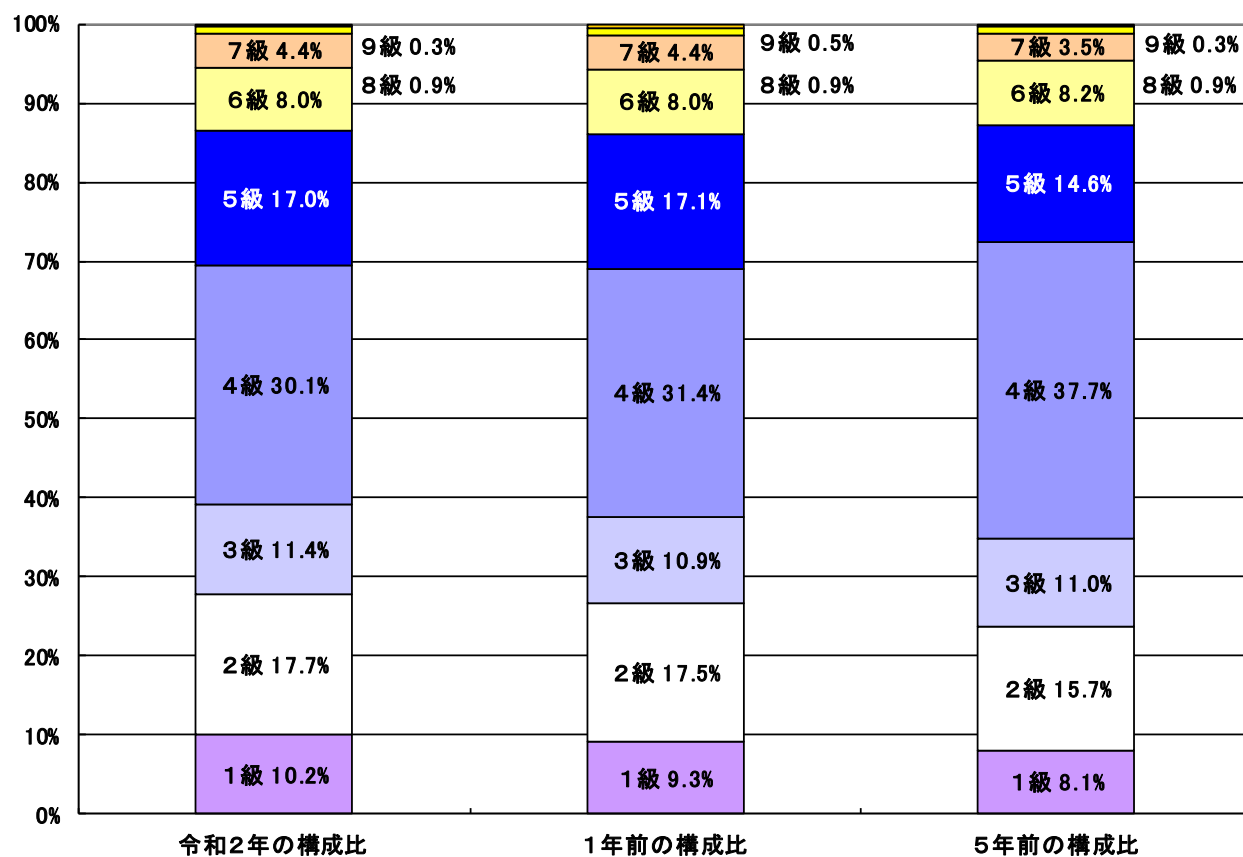
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,013円	355,872円	383,311円	401,963円
	高 校 卒	237,085円	277,583円	351,929円	376,240円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	319,312円	394,153円	425,194円	434,696円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	321,680円	394,167円	418,002円	429,272円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	291,543円	383,255円	412,865円	422,452円
	高 校 卒	267,771円	351,721円	395,410円	405,738円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

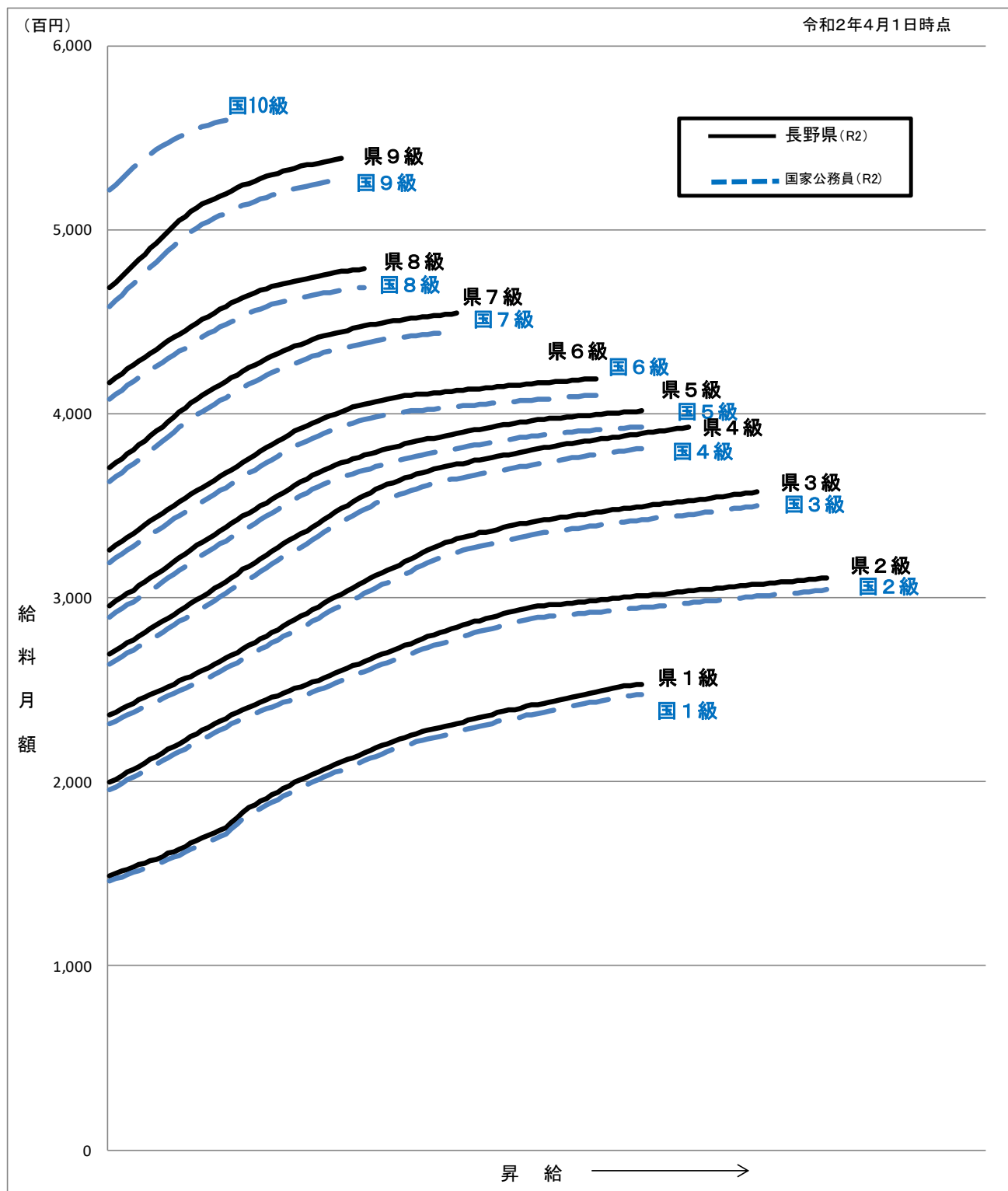
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	18人	0.3%	468,200円	538,800円
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	46人	0.9%	416,800円	478,700円
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	232人	4.4%	370,700円	454,400円
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	423人	8.0%	326,000円	419,000円
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	899人	17.0%	295,700円	401,400円
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,587人	30.1%	269,700円	392,400円
3 級	主任の職務	604人	11.4%	236,300円	357,500円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	933人	17.7%	199,600円	310,700円
1 級	主事又は技師の職務	536人	10.2%	149,100円	252,900円

- (注) 1 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（長野県）

令和２年４月２日から令和３年４月１日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ． 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野県		国	
1人当たり平均支給額（元年度）		—	
1,734千円			
（元年度支給割合）		（元年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.85月分	2.6月分	1.9月分
(1.45)月分	(0.9)月分	(1.45)月分	(0.9)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算15～25%		・管理職加算10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野県）

令和２年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（２年４月１日現在）

長野県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（３％～３０％加算）			定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		
１人当たり平均支給額 3,308千円 22,428千円					

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（２年４月１日現在）

支給実績（元年度決算）		2,125,091千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）		74,593円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20.0％	48人	20.0％
大阪市等	16.0％	4人	16.0％
名古屋市等	15.0％	6人	15.0％
立川市	12.0％	1人	12.0％
みよし市等	10.0％	2人	10.0％
長野県（塩尻市）等	1.7％	722人	6.0％
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	1.7％	11,393人	3.0％
長野県（上記以外）	1.7％	13,935人	0％
医師	16.0％	31人	16.0％
平均支給率	1.7％	—	1.73％

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	1,574,945 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	87,692 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	66.43%
手当の種類（手当数）	38

○一般職員

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 932	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務 手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,240	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等 作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,686	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
精神障害者入院措置等 業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 686	作業1日につき800円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締 手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 101	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等 業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,446	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等 検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,612	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,325	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 25	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 17	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 785	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
用地交渉手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,285	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 146	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 7,689	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）

航空業務 手当	消防防災航空センター に勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 1,255	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務(知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。)		業務1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円
外国勤務 手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの		千円 26,790	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

○学校職員

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 347	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面		

		接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		業務1夜につき2,100円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 397	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの 特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務 小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合にお	千円 1,017,403	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額

		いて児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務 学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの		
教育業務 連絡指導 手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 53,694	業務1日につき100円
入学者 選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 21,555	1時間につき240円
特殊現場 作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 114,017	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）

留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び 護送の作業	千円 9,359	作業１日につき 340 円（作 業に従事した時間が１日 につき４時間に満たない 場合は 200 円）
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を 利用して行う犯罪鑑識の 作業（準備の作業を含む。） 又は理化学、法医学若しく は銃器弾薬類の知識を利用 して行う鑑定の作業	千円 12,881	作業１日につき 560 円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情 を考慮して、任命権者が知 事及び人事委員会と協議 して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 60,253	作業１日につき 340 円（作 業に従事した時間が１日 につき４時間に満たない 場合は 200 円）
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業１日につき 330 円（作 業に従事した時間が１日 につき４時間に満たない 場合は 200 円）
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他 特殊自動車を運転する作 業又は交通の指導取締り、 交通整理、交通検問若しく は交通事故処理の作業	千円 63,399	作業１日につき 840 円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情 を考慮して、任命権者が知 事及び人事委員会と協議 して定める額
航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 12,696	作業１時間につき 5,100 円（特に危険又は困難な作 業で任命権者が知事及び 人事委員会と協議して定 めるものにあつては、その 額にその額の 100 分の 45 に相当する額を超えない 範囲内において、任命権者 が知事及び人事委員会と 協議して定める額を加え た額）を超えない範囲内 において、作業の実態その 他の事情を考慮して、任命 権者が知事及び人事委員 会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業１日につき 1,380 円 （作業に従事した時間が １日につき２時間に満た ない場合は 830 円）

		航空機に搭乗して行う捜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「捜索作業」という。）		作業１時間につき 2,200 円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の 100 分の 30 に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った捜索作業		作業１日につき 870 円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 94	指導１日につき 310 円（指導に従事した時間が１日につき 2 時間に満たない場合は 190 円）
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業１日につき 620 円（作業に従事した時間が１日につき 4 時間に満たない場合は 380 円）
	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して	千円 2,264	作業又は訓練１日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

		定めるものに限る。)又は山岳遭難救助の訓練		
死体処理手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 45,445	(1)にあつては作業1体につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 0	勤務1回につき5,200円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 420	作業1日につき1,150円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 750	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる特殊な業務	千円 76,025	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。)	千円 5,193	勤務1回につき1,240円

潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 174	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 559	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	3,547,308千円
職員一人当たり平均支給年額（元年度決算）	370千円
支給実績（30年度決算）	3,077,488千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	320千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （元年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （元年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	2,841,045 千円	243,261 円
	区分	手当の額			
	配偶者	6,500 円			
	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする			
			〈国の制度〉 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級以上3,500円 子…10,000円		

住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月 23,000 円以下] 支給額＝家賃相当額－12,000 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額＝11,000 円＋(家賃相当額－23,000 円)×1/2	1,813,892 千円	277,056 円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月 24,500 円以下] 支給額＝家賃相当額－12,000 円 [家賃月 24,500 円超] 支給額＝12,500 円＋(家賃相当額－24,500 円)×1/2 (最高支給限度額：27,700 円)				
	別居する配偶者のための借家等	上記の 2 分の 1 の額				
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000 円～31,600 円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000 円	2,808,962 千円	116,903 円
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6 か月定期券等の価額により一括支給。1 か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が 55,000 円まで。ただし、55,000 円を超えるときは、その超える額の 1/2(上限 30,000 円)を 55,000 円に加算した額。				
	交通用具使用者	使用距離に応じて 2,460 円～41,050 円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。 (55,000 円を超えるときは、その超える額の 1/2 (上限 30,000 円)を 55,000 円に加算した額)				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は 30,000 円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ 8,000 円～16,000 円を加算。		異なる	〈国の制度〉 8,000～70,000 円を加算	437,172 千円	380,149 円

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。			同じ	—	624,343 千円	213,377 円	
	区分		手当の額(勤務1回につき)					
	医師		21,000 円					
	一般の宿日直		4,400 円					
	特別支援教育諸学校		7,100 円					
	警察		7,400 円					
特別管理勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき 12,000 円以内（勤務が6時間を超える場合には 18,000 円以内）の額とする。			同じ	—	39,212 千円	92,919 円	
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に 135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。			同じ	—	796,666 千円	156,669 円	
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。			同じ	—	1,672,887 千円	725,135 円	
	主な職		支給額					
	部長級（行政職）		94,800円～130,700円					
	課長級（行政職）		59,000円～ 80,700円					
	学校の校長		53,400円～ 74,300円					
	学校の教頭		34,700円～ 54,300円					
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。			同じ	—	1,554,902 千円	65,173 円	
	世帯等の区分	世帯主である職員						その他の職員
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員					
		月額	17,800 円					

初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	75,538 千円	2,797,700 円
	区分				
	医師・歯科医師				
	獣医師				
	理学療法士 作業療法士				
	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの				
務手 地勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地 3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	2,852 千円	46,748 円
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	182,909 千円	71,869 円
指導 手当	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に 4/100 を乗じて得た額を支給。			31,574 千円	171,598 円
へき 地 手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地 2.7/100～4級地 5.7/100）を乗じて得た額を支給。			30,009 千円	63,713 円
教員 義務 教育 等 手 当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,098,959 千円	61,535 円
教育 定 時 制 通 信 手 当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			77,279 千円	239,995 円
産業 教育 手 当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			105,055 千円	231,908 円

5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	知 副	知 事	1,292,000円 996,000円		
報 酬	議 副 議	議 長	996,000円 870,000円 813,000円		
期 末 手 当	知 副	知 事	(2年度支給割合) 3.35月分		
	議 副 議	議 長	(2年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	知 副	知 事	(算定方式) 129万2千円×在職月数×0.53 99万6千円×在職月数×0.38	(1期の手当額) 3,286万8千480円 1,816万7千40円	(支給時期) 原則、最終退職時 原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

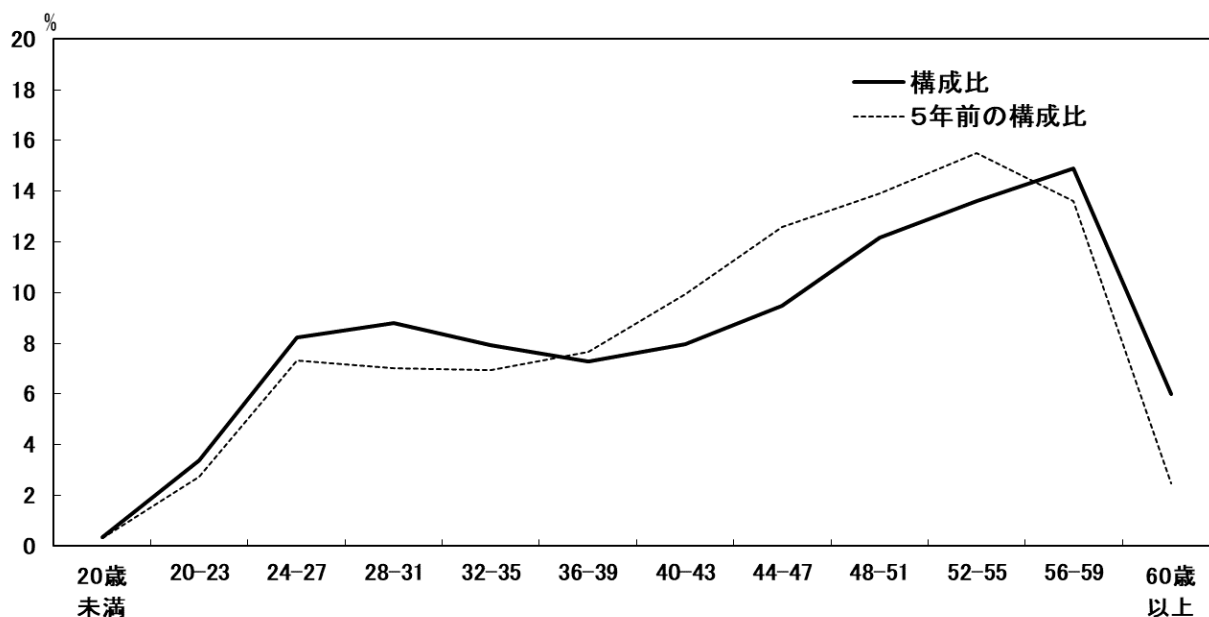
(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和元年	令和 2 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	40	40	0	
		総 務 企 画	806	888	82	
		税 務	245	249	4	
		民 生	422	464	42	
		衛 生	837	858	21	
		労 働	152	158	6	
		農 林 水 産	1,207	1,233	26	
		商 工	342	351	9	
		土 木	1,009	1,021	12	
		計	5,060	5,262	202	会 計 年 度 任 用 職 員 の 増
	教育部門	17,095	17,106	11	会 計 年 度 任 用 職 員 の 増	
	警察部門	3,947	3,948	1	警 察 官 の 増	
	小 計	26,102	26,316	214	(参 考 : 人 口 10 万 人 あ た り の 職 員 数 1,291.51人)	
計 公 部 営 門 企 業 等 会	病 院	0	0	0		
	水 道	50	51	1		
	下 水 道	57	57	0		
	そ の 他	74	74	0		
		小 計	181	182	1	
合 計			26,283 [28,403]	26,498 [28,403]	215	(参 考 : 人 口 10 万 人 あ た り の 職 員 数 1,300.44人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（2年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 90	人 886	人 2,144	人 2,295	人 2,068	人 1,900	人 2,083	人 2,475	人 3,178	人 3,550	人 3,893	人 1,566	人 26,128

③ 職員数の推移

		(人)					
部 門	区 分	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
一般行政		5,088	5,078	5,080	5,085	5,060	5,262
教 育		17,645	17,558	17,372	17,140	17,095	17,106
警 察		3,894	3,910	3,927	3,937	3,947	3,948
普 通 会 計 計		26,627	26,546	26,379	26,162	26,102	26,316
公営企業等会計 計		159	160	161	177	181	182
総 合 計		26,786	26,706	26,540	26,339	26,283	26,498
		過去5年間の増減数 (率)					
		174 (3.4%)					
		△539 (△3.1%)					
		54 (1.4%)					
		△311 (△1.2%)					
		23 (14.5%)					
		△288 (△1.1%)					

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

令和2年度は、上記調査結果に会計年度任用職員（フルタイム）を加えた数

7 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和元年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,674,281	1,350,026	326,587	12.2	12.0
水道事業	4,560,376	767,661	277,329	6.1	6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費192,064千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	56	229,358	63,186	96,802	389,346	6,953	6,868
水道事業	56	248,196	53,244	105,194	406,634	7,261	6,958

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気 事業	長野県	44.3歳	355,289円	569,219円
	団体平均	44.8歳	365,924円	582,813円
水道 事業	長野県	48.6歳	393,514円	616,112円
	団体平均	43.5歳	361,318円	578,084円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和元年度） 電気事業 1,729千円 水道事業 1,878千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 電気事業 1,629千円 水道事業 1,679千円
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和２年４月１日現在）

長野県	団体平均
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続２０年 19.6695月分 26.3655 月分 勤続２５年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続３５年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （３％～４５％加算）	
１人当たり平均支給額 電気事業 ー 千円 24,610 千円 水道事業 ー 千円 22,813 千円	１人当たり平均支給額 電気事業 8,578千円 水道事業 14,927千円

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			8,649千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			77,223円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長野県全域	%	人	%
電気事業	1.7	56	1.7
水道事業	1.7	56	1.7

エ 特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）	千円
電気事業	120
水道事業	245
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	円
電気事業	6,312
水道事業	18,863
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	%
電気事業	33.9
水道事業	23.2
手当の種類（手当数）	電気事業及び水道事業合計で 6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場 作業手当	職員	地上又は水面上 15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 99	１日につき 500 円 （２時間未満の場合 300 円）
		地上又は水面上 5メートル以上 15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価																
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑（直径が15メートル未満のものに限る。）で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑(直径が5メートル未満のものに限る。)で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		土砂の崩落の危険があるずい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		特別高圧送電線路における特殊装柱(開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。)の活線上部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		<table><tr><th>距離区分 活線の電圧区分</th><th>頭上 メートル以内</th><th>側面 メートル以内</th><th>足下 メートル以内</th></tr><tr><td>3,300ボルト以上22,000ボルト未満</td><td>0.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr><tr><td>22,000ボルト以上154,000ボルト未満</td><td>0.6</td><td>1</td><td>1.2</td></tr><tr><td>154,000ボルト以上</td><td>1.8</td><td>2.5</td><td>3.6</td></tr></table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内	3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6		
距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内																	
3,300ボルト以上22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																	
22,000ボルト以上154,000ボルト未満	0.6	1	1.2																	
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																	
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1)送電線路補修作業 (2)外線作業 (3)主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4)屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																

手当の 名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後８時から翌日の午前６時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		１日につき 300 円 （２時間未満の場合 180 円）
		ダムにおいて行う 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		１日につき 300 円 （２時間未満の場合 180 円）
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）
		発電機の運転に伴い発生する騒音が 90 デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		１日につき 500 円 （２時間未満の場合 300 円）
取水口危険 作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 30	１日につき 500 円 （２時間未満の場合 300 円）
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱 手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 －	１日につき 300 円 （４時間未満の場合 180 円）
用地交渉 手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 （１）国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 に規定するものその他これらに準ずるもの （２）土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 －	１日につき 700 円（２時間未満の場合 560 円）。 この場合において、交渉が午後 7 時以後に及ぶときは 1,100 円（２時間未満の場合 960 円）
浄水検査 手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 236	１日につき 400 円 （２時間未満の場合 240 円）
感染症防疫等作業 手当	職員	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	千円 －	１日につき 300 円（２時間未満の場合 180 円）。 この場合において、作業が牛又は豚のと殺のときは 600 円（４時間未満の場合 360 円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	千円
電気事業	26,427
水道事業	21,401
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	千円
電気事業	562
水道事業	437
支給実績（平成30年度決算）	千円
電気事業	18,745
水道事業	15,421
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	千円
電気事業	408
水道事業	315

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	千円	円
	区分	手当の額		電気事業 9,463	電気事業 270,357
	配偶者	6,500 円		水道事業 7,071	水道事業 202,029
	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、 満15歳に達する日後の最初の4 月1日から満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある子については、当該子の扶 養手当の月額に5,000円を加算 した額を当該子の扶養手当の月 額とする。			
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	千円	円
	区分	手当の額		電気事業 1,994	電気事業 249,250
	借家等	[家賃月24,500円以下] 支給額＝家賃相当額－12,000円 [家賃月24,500円超] 支給額＝12,500円＋（家賃相当 額－24,500円）×1/2 （最高支給限度額：27,700円）		水道事業 1,383	水道事業 197,571
	別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額			

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円 電気事業 7,702 水道事業 8,034	円 電気事業 171,163 水道事業 154,492
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額)が55,000円まで。ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。				
	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。 (55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。		異なる	〈国の制度〉 8,000～70,000円を加算	千円 電気事業 912 水道事業 0	円 電気事業 456,000 水道事業 0
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円 電気事業 35 水道事業 26	円 電気事業 4,400 水道事業 4,400
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師	21,000円				
	一般の宿日直	4,400円				
	特別支援教育諸学校	7,100円				
	警察	7,400円				
特別勤務員手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。		同じ	—	千円 電気事業 165 水道事業 118	円 電気事業 41,250 水道事業 23,600
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。		同じ	—	千円 電気事業 8,096 水道事業 6,629	円 電気事業 899,600 水道事業 946,971
	職	支給額				
	部長級(行政職)	94,800円～130,700円				
	課長級(行政職)	59,000円～80,700円				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)								
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円								
	電気事業 4,072			電気事業 72,714									
	水道事業 3,885			水道事業 73,302									
	<table><tr><td rowspan="3">世帯等の区分</td><td colspan="2">世帯主である職員</td><td rowspan="3">その他の職員</td></tr><tr><td>扶養親族のある職員</td><td>その他の世帯主である職員</td></tr><tr><td>月額</td><td>17,800 円</td><td>10,200 円</td><td>7,360 円</td></tr></table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800 円	10,200 円	7,360 円		
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員										
	扶養親族のある職員			その他の世帯主である職員									
	月額	17,800 円		10,200 円	7,360 円								
特勤手当	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地 3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	〈国の制度〉 2級地の支給割合 8/100	千円 電気事業 0 水道事業 0	円 電気事業 0 水道事業 0								
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 電気事業 2 水道事業 0	円 電気事業 2,263 水道事業 0								